

(書評)

沢登佳人共著「刑事訴訟法史」

庭山英雄

一、わたくし自身も訂補者として名を連ねているので、評者としてあるいは適切でないかもしれない。しかし、本書の「はしがき」中にも記されている(11ページ)ごとく、わたくしのタッチしたのは二点のみである。すなわち、一つは、ごく一部についてもととなる原稿を提供したこと、もう一つは、新資料にもとづき若干のサジェションを行なったこと、以上の二点である。ことに第二の点においては校正の段階で、著者とはかなり突込んだ議論も行なったが、わたくしの主張が必ずしも全面的に入れられたわけではない。したがってなお評者としての資格を失わないといえよう。観方によっては最も適切な評者といえなくもないであろう。敢えて書評の筆をとった所以である。

生まれた子供のなりゆきを最も強く思い思うのは自ら腹を痛めた母親であるに違いない。その次は子供を取り上げた産婆ともいえなくもない。陣痛を見守った産婆のその又介添役程度の役目を勤めたわたくしにも、生まれた子供のなりゆきを思い悩む気持はあった。本書の長所も短所も二つながら知るがゆえに、その気持は決して弱いものではなかった。ごく最近、小田中聰樹助教授の実に好意的な書評(法学セミナー152号64-5ページ)に接し、正直なところ愁眉を開く思いをしたことであった。訂補者にしてこれであったから、著者の思いはなおさらあったであろう。

小田中助教授はその書評において、先ず刑訴法史の歴史的分析視点を探り上げ、本著のそれが、唯物史觀の強い影響を受けながら著者独自の「史

観」によって貫かれていることを指摘する。ついで、その史觀が生み出す主要な問題点として、第一に、中国における刑事訴訟法の発展過程とヨーロッパにおけるそれとの相違の生ずる原因の解明という点を挙げ、第二に、近代刑訴法史におけるいわゆる大陸法型と英米法型のそれぞれが生成されていくプロセスの解明の点を挙げる。そして最後に、刑訴法が「社会経済構造——国家権力」によって強く規定される点を評者（小田中助教授）自身基本的に承認しながら、なおそれがどのようなプロセスないし媒介項を経て「反映」されていったかについての理論的かつ実証的論証が手薄である点を正当にも指摘する。

小田中助教授にはすでに注目すべき二論策があり（参照「ドイツ刑事手続の構造——1908年草案1920年草案を中心に——」刑法雑誌14巻2号、「大正刑事訴訟法の歴史的意義——その制定過程を中心として——」都立大学法学雑誌7巻2号、8巻1・2号），その歴史的考察には定評がある。小田中助教授の批判には傾聴すべきものがあるというべきであろう。

以上のような批判を念頭に置きながら、本書に対するわたくしなりの読後感（めいたもの）を以下に綴ってみたいと思う。

二、著者は刑事手続の発展を三段階に分類して理解する。第一が初期訴訟手続、第二が糾問手続、第三が近代訴訟手続である。一般に「訴訟」という場合にはきわめて広い意味に用いられ、その中に糾問手続も弾劾手続も含まれるが、ここではもっと狭く糾問手続に対立する概念として捉えられている。更に著者は、刑事手続を、宗教的法確信の有無にしたがって二つに分類する。一つは形式裁判主義であって、初期訴訟手続がこれに属する。もう一つは証拠裁判主義であって、糾問手続と近代訴訟手続とがこれに属する。

著者によれば、証拠裁判主義になってからの手続形態は、権力機構の強弱によって左右されるとする。すなわち、糾問手続は強大な中央集権的官僚国家権力によって支えられて初めて成立するものであり、この国家権力

が弱くなれば必然的に糾問手続は消滅に帰するとする。糾問手続そのものの形態ももちろん権力機構の性質の差異によって異なってくると説く。

著者は以上のような基本的理解にしたがって、先ず初期訴訟手続について考察し（第1章），次に糾問手続について検討し（第2章），ついで近代訴訟手続について論じ（第3章・第4章），最後に日本法の問題としてこれを検証する（第5章・第6章・第7章）。そのうち近代訴訟手続については、著者はその中に二つの大きな流れを見る。一つはイギリスに発する流れであり、他はフランスに発する流れである。一般に説かれる英米法・大陸法という分類と軌を一にする。だが著者がそこに見るものは、一般的理解よりはるかにきびしい対立である。後者に見る刑事手続は権力的なそれであり、これに対して前者に見る刑事手続は反権力的なそれである。果たしてそのように鮮かに割り切れるかどうか、答えは著者の所説の検討に俟たなければならない。

三、第1章では、初期弾劾手続の発生から糾問手続の成立までの過程を、洋の東西に亘って論ずる。著者によれば、初期訴訟手続は原始社会における復讐権の行使における「悪しき無限」を断ち切るために生まれたものである（26ページ）。ところで初期社会では公権力の担い手が「集会」であったところから、その集会が、第三者的「裁判者」となったとする。この手続における特徴は、形式裁判主義であったが、これは当時の人知が未発達で真実発見の法技術に自信がなく、証拠裁判よりも形式裁判の方が合理的であったからであるとする。当時の手続が真実発見を意識していたか否かについては争いのあるところであるが、この点については著者は、重要なのは裁判者の主観的意図でなく、客観的な事実であると主張しているように見える。

このような形式裁判主義は、やがて世俗的な国家権力が生まれてくると、証拠裁判主義にとって代わられる。裁判手続の目的は「社会平和の維持」から「真実発見」へと変わる。これは社会一般が合理性の追求を意識

し始めたからである。この合理主義に支えられた証拠裁判主義と、国家権力に支えられた糾問手続とが結びついて法定証拠主義が生み出されたとする。結局、法定証拠主義は「国家権力優越の理念が古代法における形式裁判主義を克服する過程でできた」と著者は説くのである。これは興味ある指摘である。

ついで、法定証拠主義が自白中心主義となることを余儀なくされた点については、「物証を中心とする科学的証拠技術が甚だ不完全であった当時としては、自白以外の証拠と言えば証人の証言が殆どであり、それさえはっきりした目撃証人のそれ以外は信用できないという技術的な理由による」(要旨)と説明される。これも確かに一つの理由であろう。しかしあと根本的な理由は、内心的な事実の証明についての法技術の未発達という点にあろう。この問題はやはり立証のテーマとの関連において考える必要があるように思われる。

以上のような総論的叙述をふまえて、著者は次に初期手続についての各論的叙述を展開する。そこで感じた点は多数あるが紙面の都合上特に一つだけとり上げておくこととする。

ローマには民会手続と査問会手続と特別審理手続との三つがあったのであるが、このうち前二者については著者は次のような理解を示す。すなわち「民会の裁判では政務官が犯罪事実を摘発し審問をなし科刑の提案をなす等、審理は政務官の一方的糾問をもって行なわれ、ただ科刑の提案を認めるか否かを民会が定めるという点では政務官は原告、民会は陪審に当たるわけで、一種の訴訟手続と言いうる。これに対し、常設査問会の裁判は民会の裁判原理と民事訴訟の原理との妥協より成るものであって、この制度の発達により私人訴追主義・当事者主義に基づく訴訟形態をとった刑事手続すなわち純然たる刑事訴訟手続の出現をみたわけである。これに伴い地方諸県においても一種の刑事訴訟制度が発達した。すなわちローマのこの時期には糾問手続的色彩の強い一種の訴訟手続と純然たる訴訟手続との二つの刑事手続形態が相並んで栄えたわけである」(49ページ)と、説くの

である。

わたくしは糺問手続と弾劾手続との区別のメルクマールを、証拠収集者と証拠評価者とが同一であるか否かで捉える。したがって、ローマの民会手続を著者が今説いたように「糺問手続的色彩の強い一種の訴訟手続」と表現するのは、不適當ではないかと考える。ローマの刑事裁判についてはすでに柴田光蔵助教授の手になる詳細な研究（その集大成として「ローマ裁判制度研究」）が出たことでもあるし、更に一層の検討を必要としよう。最近手にしたクールトン著「糺問主義と自由」(G. G. Coulton, *Inquisition and Liberty*, 1938) も、民会・査問両手続を含めて弾劾手続(Accusatorial System) と述べていることをつけ加えておこう。

四、第2章は糺問手続の解説に当てられる。著者はこの章で東西両洋に亘って糺問手続に関する歴史と理論とを詳細に展開する。その手広さ（特に中国史関係）はわたくしの能力の範囲をはるかに超える。したがって以下わたくしの述べるところは、まさしく一片の読後感にしか過ぎないことを重ねてお断わりしておかなければならぬ。

著者は、東西両洋の糺問手続を比較して、東洋の糺問手続が西欧より早く始まってごく最近まで続いていたのに対し、西欧の糺問手続はその発生が遅く、しかも発生後間もなく消滅してしまったと説かれる（以上の趣旨69ページ）。その辺りの社会経済史的解明は、すでに小田中助教授も指摘しているごとく、誠に興味ぶかいものがあるが、著者が西欧における糺問手続の発生を15・6世紀のローマ法継承に限っているらしい叙述がいささか気にかかるのである。一般的の理解では、5世紀の東ローマにおいて糺問手続はすでにかなりの発達を見ている。それがイタリヤに伝わって13世紀には一応の完成を見ている、となっている。そうとすれば、西欧においては形式裁判主義が中世末期まで続いていた（したがって糺問手続の発生は中世末期まで遅れた）とする著者の理解は果たして正当なものであろうか。

次いで著者は、ヨーロッパの糺問手続の主流は教会法の糺問手続であつ

て、それが近世絶対主義国家に導入されたとする（74ページ）が、この点も一般的の理解とはかなり異なるように思われる。すでに触れたごとく、ヨーロッパ近世の糺問手続は、東ローマからイタリヤ註釈学派への流れに沿うものであって、イタリヤ註釈学派はむしろ都市法のカテゴリーに属する。それならば、教会法の影響はもちろん否定できないが、さりとて、それを著者の説くごとくヨーロッパ糺問手続の主流と見ることはできないのではないか、との疑念を持つのである。ことに著者は同書83ページにおいて、教会法に関し「刑事手続については、初めローマ法の通常手続規定に類似した訴訟手続が用いられたのであるが、それは法王の中央集権的独裁権力の発動形態としてふさわしいものではなかった。……ここにおいてインノケンティウス三世は糺問手続を教会法に導入しようと企て、それは1215年ラテランの宗教會議決議によって承認された」としているが、一方94ページにおいては、「ボロニヤ法学校を中心とする後期註釈学派の学者はローマ法学者たると同時に教会法学者でもあったから、教会法の糺問手続を全面的に採用しつつローマ法の特別審理手続の制度をも加味して、これをイタリア全土の普通法たらしめた」と説いている。前者の説明では教会法が糺問手続の主流のように聞こえるが、後者の説明ではローマからイタリヤへの流れが主流のように読める。果たしてどちらが著者の真意であろうか。もし前者を正当とするならば、後者の説明にみる「イタリヤ全土の普通法」たる糺問手続はどこにも継受されずにその地で消滅してしまったとでも理解するよりほかはないのではなかろうか。

なお94ページで、イタリヤ法は「教会法に比すれば、拷問を用いる場合はいっそう拡大された」として、著者は教会法における拷問を肯定しているが、ヒッペルによれば教会法には拷問の伝統はなく、イタリヤ法はそれを直接にローマ法から輸入したとされており（Vgl. Hippel, *Der Deutsche Strafprozess*, 1941, SS. 22–23），これが通説的見解とも称すべきものであるので、著者のように主張するにはなおいっそうの資料的裏付けを必要とするであろう。

糺問手続に関しては最後にカロリナ法典に対する評価の問題に触れておかなければならない。著者のカロリナ法典に対する歴史的評価はかなり手続きらしいものである。その証拠法が自白の評価に関し信頼性判断を前提条件としていることは認めるが、その実際の運用ではほとんど無制限に拷問が行なわれたとして(97ページ)、拷問への自己抑制があったことを承認しない。そしてこのカロリナ法典のもとに、かの有名な魔女裁判が行なわれたとまで述べている。しかし、わたくしの知る限りでは魔女裁判の跳梁は17世紀カルプツォウの出現前後からであり、すくなくともその最盛期はカロリナ法典のもとにおいてではない。カロリナ法典に対してはもう少し温かい目を注いで然るべきものと思う。

五、第3章においては英米法系統の刑事手続に関する歴史と理論とが展開される。その展開の過程で著者は、陪審制度とそれと必然的に結びつく自由心証主義との関係について、次のように指摘する。第一に、陪審制度は国家権力に対する民衆の反権力的勢力によって支えられており、第二に、英米法における証拠法は自由心証主義の内在的制約たる経験則の実践的形式であり、第三に、それらの成立過程は「王権への従属」から「法の支配への服従」へと移り変わる移行過程である(以上123-7ページ)と。

その指摘は誠に興味ふかく、かつ基本的には正しい核心を衝いているといえよう。しかし、若干の点で問題がないわけではない。著者の陪審制度発展の経緯についての理解は通説的な立場に従っており、その説明もかなり詳しいが、自由心証主義の成立と発展とについては通説的見解に対して異を樹てているにもかかわらず、詳しい叙述を欠いている。著者はそれを唯単に陪審の必然的な所産とするのみであり、甚だ説得力を欠く。この点については小田中助教授の指摘のあるところでもあり、今後いっそうの検討が期待される。

蛇足であるが、この辺の経緯についての若干の私見(拙稿「自由心証の歴史と人権——ドイツ刑訴を中心として——」第2章第2節参照)をつけ加えるな

らばほぼ次のようにある。

イギリスでは陪審裁判所は14世紀に一応成立していたが、当初はローマ法的な法定証拠主義であった。ローマ法ではユ帝時代にすでに法定証拠主義が確立されていたが、それが教会法を媒体としてイギリスにも波及していた。すなわちイギリスの宗教裁判所では、証拠法はローマ法的「数の法則」(一種の法定証拠主義)に支配されていた。そして15世紀までは教会法の勢力が強く、コモンロー裁判所もその影響下にあったのである。ところが、16・7世紀にかけて土着法たるコモンローも次第に優勢となり、17世紀中葉には事実上「数の法則」を拒否することとなったのである。その主たる理由は、第一に、12人の陪審員(一種の証人ともいえる)が判断する陪審裁判においては、2人の証人の一致した証言が必要であるというような制約は事実上ナンセンスだったからであり、第二に、陪審裁判は元来、素人裁判官による裁判であるから口頭主義は必須であり、イギリス国民の平衡感覚は当然に弁論主義(Adversary System)を要求したのである。このような口頭弁論主義においては、法定証拠主義といった予め証拠価値を法定するやり方はなじまなかったのである。

なお詳しくは拙稿「自由心証の抑制について」(中京法学)の続稿において展開する予定である。

六、第4章で著者はフランス刑訴法とその世界的波及について論ずる。著者はもともとフランス法についての造詣が深く、それからあらぬか本章の叙述が最も充実している。フランス刑訴法についての歴史的研究の少ないわが国においては、今後重要な文献の一つに数えられるであろう。

フランス刑訴が近代刑事手続の母胎となったことは学界周知の事実である。したがってフランス刑訴の性格をしっかりと捉えることはわが国の刑訴法を理解する上にもきわめて重要であるといわなければならない。以下に著者のフランス刑訴に対する性格規定を辿っておこう。著者はフランス刑訴法の基本的性格をほぼ次のように説いている。

——同じ近代市民国家でありながら、イギリスとフランスとでは基本構造原理で根本的に異なる。イギリスの王権は征服者によって樹立されたものだったので、王権と土着人民との間に基本的に対抗関係が生じた。人民は王権がその自ら作った成文法をもってする干渉を極力排除し、自らの慣習法的固有法にもとづく権利と自治とを確立するために闘った。イギリス刑訴法はこのような背景に支えられている。これに対してフランス絶対王権は同じフランス民族の王権であったから、王権と人民との間に基本的な民族的対抗関係は生じなかった。したがってフランス人民は、常に國家権力を自分たちの公権力として把え、決してそれに対立する型で自分たちの公権力を作り出そうとはせず、自分たちの権利を国家権力が制定する成文法規に基づかしめようとするに止まった。故に圧制に抗して王権をくつがえた市民も、一旦権力の担い手となれば、かつての王権がやっていたと同様に国民生活に無制限に介入するという方式をとった。フランス刑訴法はこのような背景に支えられている。フランス刑訴がヨーロッパを風靡し、日本にも導入された根本的な理由は、社会構造において今述べたような点で共通性格があったからであり、この基本性格はナポレオン法典(1804年)に顕著である(154-5ページ)。

以上がフランス刑訴法の性格についての論旨の要点である。もちろんそこに至るまでには、啓蒙思想家による糾問手続批判、革命初期におけるイギリス刑事手続の全面的受容、革命の穏和化による糾問手続への逆行等の曲折を経るのであり、その経緯についてはかなり詳しいが、特に異を樹んでいるところはないので、ここでは取り上げない。著者のフランス刑訴法に対する性格づけは、主としてイギリスとの対比において捉えられたその民族的非対抗性にもとづくものであるが、これは社会経済史的視点による分析を得意とする著者としては珍しい例外である。われわれとしては、著者得意の視点からの縦横の分析をきかせてもらいたかったところである。今後の発展に俟ちたい。

七、著者は第5－7章において、わが国への大陸法系刑訴法の導入の経過とその変遷について説く。

わが国の刑事手続は、8世紀に唐の糺問手続を輸入し、爾来種々の変遷を辿るが、基本的には糺問手続構造を出ることなく、明治維新まで続いたとする。この明治維新の性格づけについては、絶対主義の樹立かブルジョア革命かの議論があるが、著者はこれを両者がダブっているものと捉え、その後に作られた法典について以下のごとく説明する。

すなわち、明治3年の新律綱領は明清律、旧幕府法、唐宋律を参照してできたものであって、名実ともに糺問手続であり、したがってそこには当然に拷問実施を法をもって許している。次いで出た改定律例（明治6年）は、新律綱領の補足であって、形式は西欧風となったがその実質は支那風であって、依然として糺問主義を出ていない。したがって法定証拠主義も依然として明規されている。この法定証拠主義に関する条文は明治9年の太政官布告によって改められ、自白中心主義が否定されたが、なお法定証拠主義は残された。明治11年司法省達によって国家訴追主義が定められ、翌12年太政官布告によって拷問廃止が規定され、漸く明治13年（1880年）の治罪法によって自由心証主義確立の運びとなったという。著者によれば、新律綱領、改定律例までは前近代的訴訟構造であり、わが国における近代的訴訟の始まりは実に治罪法ということとなる。その後ドイツ法を母胎とする裁判所構成法が制定されてから、フランス式の治罪法とうまくかみ合わず、やむなく明治刑訴（23年）の制定に踏みきらざるをえなくなるのであるが、これはドイツが近代的中央集権国家としては後進国家であり、その点がわが国の国情とマッチしていたからである、と説くのである。

ところが、資本主義の発展とともにわが国は急速に帝国主義化し、その反面社会主義の台頭も著しかった。大正11年の改正刑訴（大正刑訴）はかかる社会的背景を反映する。すなわち、公判手続における当事者主義・口頭弁論主義は強化されたが、捜査と予審とにおける被疑者・被告人の人権

保障は著しく弱体化されることとなった。著者によれば、この変化は自由主義的粉飾にしかすぎず、その実質は人民の弾圧強化にあったという。しかし公判手続の当事者主義化がなにゆえに人民の弾圧強化につながるかについての説得的な説明はなされていない。唯、形式的規定の面では弾劾主義を強化したが、その実質的運用面においては糺問主義的色彩をより濃くしていったという意味なら理解に難くない。

このような状況は敗戦まで続き、やがて現行刑訴法の誕生となる。この刑訴法の性格については、すでに多数の論策のことでもあり、著者の見解をここに改めて紹介するまでもあるまい。本書の叙述中気になる若干の点を挙げるにとどめておこう。

① 小田中助教授は、本書が社会経済史的視点から分析がなされているにもかかわらず、この現行刑訴法のみが、いわゆる『型分析』(大陸型と英米型)的視点による考察にとどまったと批判される。しかしこれは戦後のわが国の社会経済構造に幾多の曲折はある、その基本構造において大きな変革のない点に起因するのではなかろうか。ともあれ、国家独占資本主義の強化という現実は明白に存在するのであり、この視点からもう一度検討しなおしてみる必要のあることはいうまでもない。

② 憲法第38条の解説に関連して、著者は、イギリスにおける拷問が全く姿を消したのは19世紀になって漸くであったとする(239ページ)が、この点はどんなものであろうか。王権に対する議会もしくはコモンローの制勝はすでに17世紀半ばに達成されており、自由心証主義も確立されているから、拷問の余地は少なくとも制度的にはなかったのではなかろうか。又、著者は、直接証拠主義に関し、旧ドイツ法ではそれは単なる理想として語られたにすぎないとする(256ページ)が、この点もいかがなものであろうか。旧ドイツ法という表現がいささかあいまいであるが、直接主義の伝統はライヒ刑訴法以来であり、明文もあることであるし、「単なる理想」といいきるのは妥当を欠くように思われる。

八、 以上本書を読んでいながら気のついた点を余り前後の脈絡をつけないままに挙げてみた。読みかえしてみて、多少『揚足とり』めいたうしろめたさがないわけではない。その点著者に対して御寛恕を乞わなければならない。本書は同学の先輩の著書でもあり、多少お手伝いした関係もあり、一度書評をもって敬意を表したいと考えていたところ、「忌憚のない批判を是非」との言葉があったので、筆をとった次第であるが、正直のところわたくしの能力を越える内容の広範さに、何度か筆を投げかけたことを告白しなければならない。しかし乗りかけた舟を途中で降りることはできない。以下に、総括的な論評をつけ加えて、むすびに代えたいと思う。

① 本書の第一のメリットは、刑事手続構造の変遷を、社会経済構造の変遷と関係づけて、見事に書きつくした点にあろう。しかもその素材は、単にヨーロッパと日本のみでなく、広く中国から社会主义国家に及ぶ。従来の伝統的な刑訴法史の素材はせいぜいヨーロッパと日本とに限られていた。それをここまで広げた力量には感服のほかはない。ところで素材が広げられた反面、その深さという点で今一つという感がないでもない。ことに証拠法の発達史プロパーで通読してみると、その感が深い。しかし本書が刑事手続構造に力点をおいた概説書であるという点に思いを致せば、これは『望蜀』の願いと称すべきかもしれない。むしろ著者の今後の研究の発展に期待すべきものであろう。

② 著者の現行刑訴法に寄せる高い評価は驚くべきものがある。しかしこれは、歴史的背景について研究を遂げた著者にして初めていいうところでもあろう。現行刑訴法が個々の点において難点があることはいうまでもない。だが、著者が現行刑訴法を強く推すのは、それが社会経済構造を新しい方向に押し進めていく一つの大きな力となっていることを鋭く見抜いているからに違いない。刑事手続構造は公権力の構造によって規制されると同時に、逆に公権力の構造をも規制するものなのである。

③ 本書が実に暢達の文章をもって一貫されていることは敬服に値する。ところどころ軽妙洒脱な脱線がないわけではないが、これが又、著者

の奔放な思考を実に的確に表わしていて面白躍如たるものがある。惜しむらくは、時に理解に苦しむところのあることである。その一つを挙げよう。たとえばゲルマンの証拠法の説明の箇所に次のような叙述がある。「次に証人の宣誓は極めて限られた範囲で認められる。単に係争事実を偶然知っているというだけでは、それがいかに真実を知っているとしても証人の資格がない」ここまでわかる。ところがこれに続いて次のような文章がある。「将来の立証に備えて問題の法律行為が行なわれた場合当事者によって立会わしめた証人が、その法律行為の存在を宣誓しうるのである」(58ページ)。これは取引証人(Geschäftszeuge)もしくは莊嚴証人(Solemnitätszeuge)の説明のわけであるが、一読して事実をリアルに頭に画きうる人はそう多くはないのではなかろうか。

④ 本書が大学の教科書たることを目標として書かれたことは、「はしがき」(3ページ)にも本文中(261ページ)にも書かれているから、単なる外交辞令ではあるまい。しかしそうだとしても、これだけの内容のものをこなせる刑訴法学者が日本にどれくらいいるであろうか。卒直に言ってわたくし自身も、ゼミナールにおいて本書の個々の内容につき学生の質問に応答する自信はあっても、講壇に立って朗々と講義する自信は全くない。畏友夏目文雄愛大教授は「歴史的基盤のないドグマーティクからそろそろ脱却すべきだ」と常々洩らしており、わたくしも同様な志向を持つ点では人後に落ちないつもりであるが、なお本書を全面的に講義をするだけの蓄積も能力も持ち合わせていない。それはともかく本書の第1章については刑訴法的な視点からもう少し整理してもよかったです。

⑤ 以上いろいろなことを述べたが、本書が従来欠けていた刑事訴訟法学における歴史的考察を補うものとして大きな意義を持つことはいうまでもない。著者自身も、この書が「叩き台」となって歴史的考察がより広くより深く行なわれることを期待していると聞く。われわれもその期待を裏切らないように今後の研究を進めて行きたいものである。本書の終章の示すところによれば、法務省によって現行刑訴法全面改正の方針が打ち出さ

れ、それに添ってすでに昭和36年以来関係当局は準備を重ねているとい
う。改正もいいが歴史的な視点を欠いた改正は御免蒙りたい。その意味
で、わたくしも又、本書が『刑事訴訟法に関するすべてのもの』にとっ
て必読の書であることをここに強調しておきたい。

〔付 記〕

本稿の脱稿後「赤旗学生新聞」昭和44年1月22日版にも本書の書評
が掲載された。

以 上